

## 清川村選挙管理委員会議事日程

令和 5 年 9 月 1 日

清川村役場 政策審議室

- 日程第 1 議案第 5 7 号 選挙人名簿から抹消すること
- 日程第 2 議案第 5 8 号 選挙人名簿に登録する者を定めること
- 日程第 3 議案第 5 9 号 地方自治法第 7 4 条第 1 項等に規定する選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数を定めること
- 日程第 4 議案第 6 0 号 地方自治法第 7 6 条第 1 項等に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を定めること
- 日程第 5 議案第 6 1 号 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 1 項等に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数を定めること
- 日程第 6 裁判員候補者予定者の選定くじ施行
- 日程第 7 検察審査員候補者予定者の選定くじ施行

選挙人名簿から抹消すること

別紙の者は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条に該当する者であるので、選挙人名簿から抹消する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦 文次

選挙人名簿に登録する者を定めること

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、選挙人名簿に登録する者を別紙のとおり定める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦 文次

地方自治法第 74 条第 1 項等に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数を定めること

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数は、48 である。

令和 5 年 9 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦 文次

地方自治法第 76 条第 1 項等に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を定めること

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、798 である。

令和 5 年 9 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦 文次

市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 1 項等に  
規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数を定  
めること

市町村の合併の特例に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）第  
4 条第 1 1 項及び第 5 条第 1 5 項に規定する選挙権を有する者の総  
数の 6 分の 1 の数は、3 9 9 である。

令和 5 年 9 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦 文次